

2016年6月株主総会後 議決権行使結果

2017年2月
みさき投資株式会社

1. 議決権行使結果（対象期間：2015年7月—2016年6月）

	賛成	反対	棄権
会社提出議案			
剰余金処分	100.0%	—	—
定款一部変更	100.0%	—	—
取締役選任（監査等委員を含まない）	97.8%	2.2%	—
監査等委員（補欠監査等委員も含む）	100.0%	—	—
監査等委員選任	100.0%	—	—
補欠監査等委員	100.0%	—	—
監査役選任（補欠監査役選任も含む）	100.0%	—	—
監査役選任	100.0%	—	—
補欠監査役選任	100.0%	—	—
会計監査人選任	100.0%	—	—
退職慰労金支給	50.0%	50.0%	—
役員報酬額改定	100.0%	—	—
役員賞与支給	100.0%	—	—
新株予約権発行	100.0%	—	—
組織再編関連	—	—	—
買収防衛策関連	—	100.0%	—
その他	—	—	—
株主提出議案	—	—	—
合計	96.3%	3.7%	0.0%

2. 議決権行使結果の概況

議決権行使の結果は会社提出議案について賛成 96.3%、反対 3.7%、棄権はありませんでした。株主提出の議案はありませんでした。

議決権の行使は、弊社議決権行使ガイドラインに則り行います。行使にあたってはすべての総会議案について企業担当者との事前の対話を行い、弊社ガイドラインに抵触する可能性がある議案については、その背景や意図を十分に確認いたしました。事前の意図確認プロセスにおいて十分合理的な説明が得られなかった場合については反対票を投じましたが、その場合も再度企業担当者との対話を行い、弊社の反対理由や今後の経営において改善すべき点などを伝えた上で反対票を投じました。

買収防衛策については弊社ガイドラインにある通り、原則反対という方針を採っています。本年は二議案ありましたが、事前に企業担当者と複数回にわたる対話を行ったものの、導入が例外的に必要な不可欠とは考えづらかったため、二議案とも反対となりました。

退職慰労金についても原則反対という方針ですが、弊社ガイドラインにあるとおり、日本企業の慣行や組織風土に配慮し一定の条件を満たす場合にのみ賛成しています。本年は条件を満たす二議案に賛成、満たさない二議案に反対しました。

最後に、弊社にとっては極めて例外的ですが、ある企業における代表取締役二名の選任（再選）議案に反対しました。弊社は経営手腕を信頼し企業価値向上に向けて中長期的に協働できる経営陣が存在する企業にのみ投資を行うため、通常は業務執行を行う取締役の選任議案に反対することはありません。しかしながら当該企業においては、長期にわたり低迷してきた資本生産性に対して問題意識を共有し、新たな経営方針が打ち出されると考えておりましたが、実際に打ち出された方針には有効な改善策が示されなかったこと、さらには現時点では中長期的な企業価値向上に向けた協働が困難であると判明したことにより、代表取締役二名の選任議案に反対しました。

以上